

書面の電子化に関する規制緩和要望

平成27年3月16日



一般社団法人

日本クレジット協会

現行割賦販売法における「電磁的書面交付」について

「情報通信の技術を利用する方法」により規定

(包括・リボ: 法第30条の6により準用する第4条の2 個別: 法第35条の3の22)

○電磁的方法が認められている書面

交付義務者	交付書面	割賦販売法の条文	電磁的方法による書面交付の主な要件
クレジット会社	取引条件の表示(包括、リボ)	第30条	○あらかじめ、購入者等からの書面又は電磁的方法による承諾
	契約時の交付書面(包括、リボ)	第30条の2の3第1項・2項	
	請求時の交付書面(リボ)	第30条の2の3第3項	
クレジット会社	訪問販売等の特定商取引法5類型に係るクレジットの申込時・契約時の交付書面(個別)	第35条の3の9	○あらかじめ、購入者等からの書面又は電磁的方法による承諾 ○購入者等の電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認
加盟店	契約時の交付書面(包括、リボ)	第30条の2の3第4項	○あらかじめ、購入者等からの書面又は電磁的方法による承諾
	契約時の交付書面(個別)	第35条の3の8	○あらかじめ、購入者等からの書面又は電磁的方法による承諾

○電磁的方法が認められていない書面

対象者	書面	割賦販売法の条文
購入者等	クーリング・オフの申出書面(個別)	第35条の3の10、第35条の3の11
クレジット会社	期限の利益喪失等の催告書面(包括、リボ)	第30条の2の4
	期限の利益喪失等の催告書面(個別)	第35条の3の17

＜参考＞割賦販売法における書面に関する規定の状況

	書面の種類	対象者	IT書面一括法による割販法改正		平成20年割販法改正	
			電子化等	条文	電子化等	条文
割賦販売	条件表示(包括、リボ)	割賦販売業者	電子化可	3条2項・3項、4条の2	—	—
	契約時等の書面交付(個品、包括、リボ、リボ請求時)	割賦販売業者	電子化可	4条、4条の2	—	—
	訪販の場合の申込時書面の交付(個品)	割賦販売業者	書面(改正なし)	4条の3	条文削除	
	クーリング・オフの申出(個品)	購入者等	書面(改正なし)	4条の4	条文削除	
	契約解除等の制限[催告書]	割賦販売業者	書面(改正なし)	5条	—	—
ローン提携販売	条件表示(包括、リボ)	ローン提携販売業者	電子化可	29条の2第2項・3項、29条の4(準用)	—	—
	契約時書面の交付(個品、包括、リボ)	ローン提携販売業者	電子化可	29条の3、29条の4(準用)	— (個品は定義から削除)	—
	訪販の場合の申込時書面の交付(個品)	ローン提携販売業者	(平成16年割販法改正により規定)		条文削除	
	クーリング・オフの申出(個品)	購入者等	書面(改正なし)	29条の4(準用) →29条の3の3	条文削除	

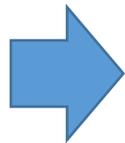
	書面の種類	対象者	IT書面一括法による割販法改正		平成20年割販法改正	
			電子化等	条文	電子化等	条文
信用購入あっせん	取引条件の表示(包括、リボ)	あっせん業者	電子化可	30条1項・3項、30条の6(準用)	—	30条1項・2項、30条の6(準用)
	契約時書面の交付(包括、リボ、リボ請求時)	あっせん業者	電子化可	30条の2第1項・2項・3項、30条の6(準用)	—	30条の2の3第1項・2項・3項、30条の6(準用)
	契約時書面の交付(包括、リボ)	加盟店	電子化可	30条の2第4項・5項、30条の6(準用)	—	30条の2の3第4項、30条の6(準用)
	訪販の場合の書面の交付(個品)	あっせん業者	(平成16年割販法改正により規定)		訪販の条削除	
	クーリング・オフの申出(個品)	購入者等	書面(改正なし)	30条の6(準用)	クーリング・オフの条削除	
	契約解除等の制限[催告書]	あっせん業者	書面(改正なし)	30条の6(準用)	—	30条2の4
	契約時書面の交付(個別)	加盟店	—	—	電子化可	35条の3の8、35条の3の22
	特定取引の申込時・契約時の書面の交付(個別)	あっせん業者	—	—	電子化可	35条の3の9、35条の3の22
	クーリング・オフの申出(個別)	購入者等	—	—	書面	35条の3の10、35条の3の11
契約解除等の制限[催告書]	あっせん業者	—	—	書面	35条の3の17	

『日本再興戦略』改訂2014

「キャッシュレス化に向けた方策」

平成26年12月26日に公表された6省庁連名による施策

地方商店街・観光地等
での端末導入促進



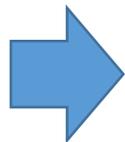
《導入が容易(手間・コスト)な端末が必要》

- ・中小規模の事業者が多い
- ・年間を通じてカードの安定的な利用が見込めない

《端末の機動性が求められる》

- ・アウトドアのアクティビティなど、店舗以外でのニーズに対応する必要がある

百貨店における面前決
済の一般化
(集中レジでの決済に対
する抵抗感)



《導入が容易(手間・コスト)な端末が必要》

《機動性が求められる》

- ・基本的には販売員一人一人が端末を常時携行していることが望まれる

キャッシュレス化への対応要件

端末導入の容易性

端末の機動性

例えば、「キャッシュレス化に向けた方策」で求められている当該対応項目について『スマートフォンを活用した加盟店端末』を普及させることが一つの答えになる可能性がある。

しかし、仮に“書面の電子化“の要件等によって、プリンターが必要になるとすれば、その分コストが発生し、機動性も落ち普及は難しくなることが考えられる。

カード取引の大部分について“書面の電子化“が図れば、全ての端末にプリンターを装備する必要がなくなり、普及が促進される。

【クレジット業界の要望】

- 消費者や加盟店にとって利便性の高い支払方法は、技術の進歩等により世界中で新たに開発されている。
- 書面の電子化に関する法規制が、これら利便性の高い支払方法の普及に悪影響を与え、消費者や加盟店がその利便性を享受する機会を妨げ、ひいては政府が求めているキャッシュレス化が滞るようなことがないよう、あらかじめ要件の緩和等について配慮いただきたい。